資料2

標準仕様書改定に向けた討議（No.1,8,2,3）

目次

1. 本資料で討議・確認する取り組み対象

2. 標準仕様書改定に向けた討議（No.1,8,2,3）

3. 令和9年度以降の改定に向けた対応

1. 本資料で討議・確認する取り組み対象

1. 本資料で討議・確認する取り組み対象

資料2では令和9年1月末の仕様書改版に向けて、各検討テーマに関する仕様書修正案を討議いたします。

本資料の検討テーマ

No.	取組内容	検討テーマ	討議内容	対応方針	仕様書等への反映時期
1	法令・制度改正への対応	法令・制度改正予定の仕様書への反映	老齢基礎年金への子に係る加算の創設	制度改正について、標準仕様書への影響を事務所で検討のうえ、必要に応じて改定標準仕様書を作成する（特に、年金制度の改正等）	令和9年1月末
8			20歳前障害基礎年金の所得制限等におけるひとり親控除額の引き上げ		
2	令和9年度以降の業務効率化に向けた事項	新規機能・帳票の追加	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）	令和7年度から継続的に検討してきた事項、移行前後の差異を踏まえ、職員の業務効率化・省力化、国民の利便性向上に資する機能・帳票追加に向けた検討を行う	令和9年度以降（※）
3			標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法		
4			移行前後の機能差異に関する事項		
5			市町村からの照会事項の分析結果に基づく事項		
6			過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項		
7		デジタル庁から提示された取組方針への対応	一部機能の経過措置対象機能精査 資料1にて討議	デジタル庁から提示された取り組み方針全般に対して、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告	令和9年1月末

（※）研究会の進捗状況を踏まえ、必要に応じて令和9年1月末の標準仕様書改定に反映する。

2. 標準仕様書改定に向けた討議（No.1,8,2,3）

2.標準仕様書改定に向けた討議
1. 老齢基礎年金への子に係る加算の創設 1/2

第1回ワーキングチーム・ベンダー分科会にて仕様書改定案をご確認いただき、問題ない旨の了承を得られました。一方で一部の市区町村では給付の裁定請求書の処理関係をシステムで管理していないことが確認されたため、機能追加した場合の実装区分を「実装必須機能」と「標準オプション機能」のどちらにすべきか、追加のヒアリングを実施しました。

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
事務局の仕様書改定案で問題ない。	事務局の仕様書改定案で問題ない。

追加のヒアリング項目

一部の市区町村では、給付の裁定請求書の処理関係はシステムで管理せず紙で受け付けた申請書を回付しており、加算対象者のような細かい項目を管理していない実態があることが確認された。これに伴い、以下の2点に関して自治体構成員に追加でヒアリングを実施した。
① **新規機能の実装区分について、「実装必須機能」と「標準オプション機能」どちらにすべきか**
② **障害基礎年金に関する現行システム運用において、加算対象となる子の情報（または加算対象者）を管理しているか。**

追加ヒアリングに対する自治体構成員からの回答

① **新規機能の実装区分**について**2つの市区町村が「実装必須機能」**と回答した一方、**3つの市区町村が「標準オプション機能」**と回答した。

- **「実装必須」**と回答した市区町村の意見：
 - 標準仕様書上「老齢基礎年金・障害基礎年金・その他給付」は年金種別ごとに区別されず一本化されているため、法定受託事務として障害基礎年金と同様に「実装必須」とすべきである
- **「標準オプション機能」**と回答した市区町村の意見：
 - WM（可搬型窓口装置）上で加算対象者の有無は確認可能であり、老齢基礎年金の裁定請求受付件数自体が年間20件以下と微少なため、必要性は低くオプションで十分である

② **加算対象となる子の情報（または加算対象者）の管理状況**について**3つの市区町村が「自庁システム上で登録・管理している」**と回答し、**1つの市区町村が「新規裁定者についてのみ年金事務所から回付される裁定者一覧表帳票により管理」**、**1つの市区町村が「管理していない」**と回答した。

2.標準仕様書改定に向けた討議
1. 老齢基礎年金への子に係る加算の創設 2/2

追加ヒアリングの結果を踏まえて、仕様書の改定案として以下に記載します。

追加ヒアリングを踏まえた対応方針

現行の標準仕様書において、既存の「遺族基礎年金における子の加算管理機能（機能ID: 0260485）」は「実装必須機能」に指定されている。今回新たに創設・明確化される老齢基礎年金および障害基礎年金の子加算管理機能のみを「標準オプション機能」に落とし込んだ場合、同じ「給付事務・子の加算管理」の中で機能区分や仕様に不整合が生じるため、一律に**「実装必須機能」**として揃えることが適切と判断する。

既存の機能

中項目	機能ID	機能要件	区分	適合基準日
4.1年金請求書等受理・審査	0260485	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目（遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※　障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。	実装必須機能	令和8年4月1日

改定案（事務局案）

中項目	機能ID	機能要件	区分	適合基準日
4.1年金請求書等受理・審査	0260485	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目（遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※　障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。	実装必須機能	令和8年4月1日
	新規採番	裁定請求情報のうち、老齢基礎年金または障害基礎年金の子に係る加算対象者の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（老齢基礎年金・障害基礎年金）】 子の加算対象者	実装必須機能	令和10年4月1日

2.標準仕様書改定に向けた討議
8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ 1/5

機能IDの採番ルールや適合基準日の記載に関するご指摘の他、適合基準日の設定時期に対する配慮の要望が挙げられました。また、20歳前障害基礎年金の受給者の所得情報等を管理する標準機能の要否に関してヒアリングしました。

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
機能IDの採番ルールに関する指摘： システム改修が発生し求める機能・内容が変わるのであれば、「要件の考え方・理由」への追記にとどめず、機能要件の「修正」として扱い、ID管理方針に則って機能IDを新規採番することを検討すべきではないかとの指摘があった。 **令和8年4月1日時点での適合に関する疑義：** 適合基準日を単に「令和10年4月1日」へ書き換えると、令和8年4月1日時点でシステムが不適合になってしまうかのような誤解が生じるため、令和8年4月1日時点と令和10年4月1日以降の適用関係（書き分け）を明確にすべきとの指摘があった。	**適合基準日の設定時期に対する配慮要望：** 適合基準案が「令和10年4月1日」となっているが、実際に自治体現場で前年所得を用いた免除審査等の実事務を行うのは8月頃である。前回の特定親族特別控除の改定時と同様に、**実際の審査・処理時期（夏頃など）に合わせた適合基準日の設定（または経過措置）**にしてもらえると開発・改修時期の平準化の観点から非常に助かる旨の要望が出された。

ご意見を踏まえた対応方針 1/3

1.適合基準日の設定と実審査時期への配慮

免除・猶予等の審査事務は市区町村における個人住民税の所得情報の確定後、例年7月以降に開始するため、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、**制度施行日後の適用も許容する**規定内容に変更する。

＜記載内容案＞

令和10年4月1日又は令和10年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務（令和10年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。）を実施する日のいずれか遅い日

※「令和10年度に～を実施する日」の部分は、令和10年6月末までを想定。

2.機能ID採番ルール

控除額が変更される旨を関連する機能IDの「要件の考え方・理由」欄に追記するのではなく、機能IDを新規採番した上で「機能要件」欄に該当機能の控除額が変更される旨を記載する。

2.標準仕様書改定に向けた討議
8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ 2/5

機能IDの採番ルールや適合基準日の記載に関するご指摘の他、適合基準日の設定時期に対する配慮の要望が挙げられました。また、20歳前障害基礎年金の受給者の所得情報等を管理する標準機能の要否に関してヒアリングしました。

ご意見を踏まえた対応方針 2/3

3.令和8年4月1日時点と令和10年4月1日時点の適用関係の明記
現行の機能IDを維持したまま適合基準日のみを変更した場合、現在対応が求められている機能要件についても新たな適合基準日まで対応不要であると誤解を招く可能性が生じる。そのため機能IDを新規採番した上で「機能要件」欄に控除額が変更される旨を記載し、それに対応する適合基準日を記載することで、令和8年4月1日時点と令和10年4月1日時点の適用関係を明確にする。

4.20歳前障害基礎年金の支給停止に係る機能要件の確認・整備（自治体構成員への確認）
自治体構成員へ20歳前障害基礎年金受給者の支給停止に係る所得情報や対象者情報の管理状況と標準仕様書への機能追加（標準要件化）の必要性を確認した。

①20歳前障害基礎年金受給者の支給停止に係る所得情報や対象者情報の管理状況
1つの市区町村が自庁システムで管理していると回答し、**4つの市区町村がシステム管理していない**（日本年金機構からの通知等で確認）と回答した。

②標準仕様書への機能追加（標準要件化）の必要性
1つの市区町村が実装必須と回答し、**2つの市区町村が標準オプション機能**と回答し、**2つの市区町村が実装不要**と回答した。

- **「実装必須」**と回答した市区町村の意見：
 - 年次の所得審査事務は現在も市町村が行っており、システム管理は必須である
- **「標準オプション機能」**と回答した市区町村の意見：
 - 年金事務所への確認・WMによる確認と税情報の確認で対応可能と思われる
- **「実装は不要」**と回答した市区町村の意見：
 - 所得情報は情報連携により機構が独自に取得しており、自治体で所得制限による支給停止に関する相談、判断をする機会はほぼないと思われる。連名簿の提出が不要となった現在、自治体で本機能を保持する意義はない

2.標準仕様書改定に向けた討議
8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ 3/5

機能IDの採番ルールや適合基準日の記載に関するご指摘の他、適合基準日の設定時期に対する配慮の要望が挙げられました。また、20歳前障害基礎年金の受給者の所得情報等を管理する標準機能の要否に関してヒアリングしました。

ご意見を踏まえた対応方針 3/3

4.20歳前障害基礎年金の支給停止に係る機能要件の確認・整備（ベンダー構成員への確認）
ベンダー構成員へ20歳前障害基礎年金受給者の支給停止に係る所得情報や対象者情報のパッケージ実装状況と標準仕様書への機能追加への必要性、実装必須機能として追加する場合の開発負担度やスケジュールに対する影響を確認した。

①20歳前障害基礎年金受給者の支給停止に係る所得情報や対象者情報のパッケージ実装状況
回答いただいた5社のうち、**2社が20歳前障害基礎年金受給者を登録・管理可能**と回答し、**3社が未実装**と回答した。

②標準仕様書への機能追加（標準要件化）の必要性
実装必須と回答したベンダーはなく、**2社が標準オプション機能**と回答し、**3社が実装不要**と回答した。

- **「標準オプション機能」**と回答したベンダーの意見：
 - 日本年金機構への情報提供が市町村業務として求められる場合は「実装必須機能」とする必要があると考えるが、そうでない場合は「標準オプション機能」でよいと考える
- **「実装は不要」**と回答したベンダーの意見：
 - 20歳前障害基礎年金受給者については、年金生活者支援給付金受給者に含まれる。所得情報については、年金生活者支援給付金の所得情報管理機能で代替可能。

③実装必須機能として機能追加を行う場合の開発・技術的影響
20歳前障害基礎年金管理機能を実装必須とする場合、工数は3人月～1年程度と見積もられ、適合基準日の後ろ倒しや早期の仕様確定、令和10年5月以降のリリース想定など、開発日程への配慮が要望された。

実装区分（事務局案）：「標準オプション機能」として標準仕様書に定義する
※理由：帳票ID：0260022「国民年金　障害基礎年金　所得状況届」がすでに標準オプション機能として収録されており、控除後の所得額を記載するうえで管理が必要となる可能性があるため。

2.標準仕様書改定に向けた討議
8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ 4/5

第1回ワーキングチーム・ベンダー分科会での討議を踏まえて、仕様書の改定案として以下に記載します。

改定案（事務局案） 1/2

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	適合基準日
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260043	老齢福祉年金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	標準オプション機能	計算式や係数はユーザ管理しない	-
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		新規採番	機能ID:0260043の機能については、ひとり親控除額は令和10年4月1日以降、35万円から38万円に変更すること	標準オプション機能		-
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260045	特別障害給付金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	標準オプション機能	計算式や係数はユーザ管理しない	-
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		新規採番	機能ID:0260045の機能については、ひとり親控除額は令和10年4月1日以降、35万円から38万円に変更すること	標準オプション機能		-
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		新規採番	20歳前障害基礎年金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	標準オプション機能	計算式や係数はユーザ管理しない	-
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		新規採番	機能ID:026××××の機能については、ひとり親控除額は令和10年4月1日以降、35万円から38万円に変更すること	標準オプション機能		-
00共通	0.8システム管理	-		0260082	年金生活者支援給付金に係る参考情報として判定する、障害・遺族の扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	標準オプション機能	・所得情報提供（年金生活者支援給付金）の所得計算時に利用 計算式や係数はユーザ管理しない	-
00共通	0.8システム管理			新規採番	機能ID:0260082の機能については、ひとり親控除額は令和10年4月1日以降、35万円から38万円に変更すること	標準オプション機能		-

2.標準仕様書改定に向けた討議
8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ 5/5

第1回ワーキングチーム・ベンダー分科会での討議を踏まえて、仕様書の改定案として以下に記載します。

改定案（事務局案） 2/2

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	適合基準日
02免除	2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	-		0260208	免除等の判定にかかる情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会ができること。控除額は年度ごとに管理できること。 ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	実装必須機能	計算式や係数はユーザ管理しない	令和8年4月1日
02免除	2.1免除・納付猶予申請書受理・審査			新規採番	機能ID:0260208の機能については、ひとり親控除額は令和10年4月1日以降、35万円から38万円に変更すること	実装必須機能		令和10年4月1日又は令和10年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務（令和10年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。）を実施する日のいずれか遅い日

2.標準仕様書改定に向けた討議
2.「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）1/2

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
相談のきっかけ項目の追加: 障害福祉課等、障害者手帳を所管する部局からの案内・紹介など「相談のきっかけ」を記録する項目について、協力連携事務の交付金実績カウント（監査・審査時の根拠）として活用している実態があるため、管理できるとありがたい旨の発言があった。 **データ抽出・集計機能に関する質疑:**システムの複雑化を防ぐため「専用の自動集計機能」は設けない想定とされているが、相談件数や「相談のきっかけ」等の集計を行うために、データを外部出力（ダウンロード/EUC）できる機能が担保されるのか確認がありました。 ※事務局より「汎用的なCSV出力機能やEUC機能等で対応いただく想定である」旨が回答された。	事務局の仕様書改定案で問題ない。

ご意見を踏まえた対応方針

1.相談のきっかけ項目の追加検討
協力連携事務の交付金算定の根拠となり、且つ入力・管理の煩雑化を防ぐため、「交付金算定対象となる庁内の障害者手帳を所管する関係部局（障害福祉課・生活福祉課等）からの案内の有無」を識別できるシンプルな管理項目・選択肢に絞り込んで定義・設計する。

2.データ抽出・集計機能の追加要否検討
EUC機能は標準仕様書の機能ID:0260049に記載されており、本機能の要件の考え方欄に基本データリストの取扱項目を集計する旨が明記されている。そのため、本件の相談事項に関連した管理項目を明記することでデータ要件や連携要件に反映され、EUC機能を用いて集計を行うことが可能であり、個別に集計機能を設ける必要はない。

※参考：自治体独自の面接カードによる相談のきっかけ管理


＊ 障害年金制度はどちらで知りましたか？ 医師・病院関係者・障害福祉課・生活福祉課・親族・知人・その他

2.標準仕様書改定に向けた討議
2.「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）2/2

機能要件に関する改定案について以下に記載します（※下線部は前ページの意見を踏まえた変更点）。

改定案（事務局案）

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260030	住民からの相談内容について、登録・修正・削除・照会ができること ※被保険者・受給者以外の住民の相談内容も対象とする	標準オプション機能	メモ機能での代替も可能であることから、相談内容の履歴管理をオプションとして用意する程度とする。
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260031	被保険者の各種メモ情報（備考・特記事項等）の登録・修正・削除・照会ができること	実装必須機能	
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		026XXXX	障害基礎年金の相談内容に関する情報を登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 請求者の個人番号または基礎年金番号、配偶者の有無、請求者氏名、請求者氏名（フリガナ）、請求者生年月日、請求者住所、請求者電話番号、傷病名、発症日、発症原因、初診日、初診時の加入制度、納付要件、障害認定日、請求事由、初診の医療機関、医療機関1、医療機関2、医療機関3、医療機関4、現在の医療機関、手帳等の等級、子の加算の対象者、他年金の受給状況、配偶者加給年金の対象者か否か、労災補償給付の受給状況、交付した書類、特記事項、相談回数、相談年月日、相談者、窓口対応者、確認者、訪問者氏名、訪問者氏名（フリガナ）、訪問者生年月日、訪問者住所、訪問者電話番号、本人との関係、本人確認、初診日確認資料、交付した資料、必要な資料、相談内容、障害者手帳所管部局からの案内有無	標準オプション機能	厚生労働省ホームページで公開している「市町村国民年金事務サポートツール」における業務支援ツール中の「窓口相談対応票（本人情報）」及び「窓口相談対応票（相談記録）」の内容に記載された項目を元に管理項目を定める。

2.標準仕様書改定に向けた討議
3. 標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法 1/2

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
事務局の仕様書改定案で問題ない。	事務局の仕様書改定案で問題ない。 **イレギュラーケース（生年月日不詳）への対応確認:** データ上で生年月日が不詳・不明な対象者の場合、年齢が算出できないがどのような扱いになるかという質疑が出された。 ※事務局より「データ上で算出できない例外的なケースについては、原則は申請者本人からの申立書や提出書類に基づき手入力で登録する業務運用となる」旨が説明された。 **住民税と住民記録の世帯構成差異におけるチェック機能の提案:** 住民税システム側の世帯構成と住民記録システム側の世帯構成に相違・不整合がある場合、システム上で警告（アラート表示等）を出して職員に確認を促すようなチェック処理・仕様が必要になるかについての指摘があった。 ※事務局より「両システム間で相違がある場合の扱いや記載ぶりについて、必要な確認・注記が行えるか引き続き検討する」旨が回答された。

ご意見を踏まえた対応方針
生年月日不詳等の例外ケースにおける運用ルールの明確化 当該機能は元々システム自動連携を必須とする要件ではなく、本人の申立書や市区町村保有の書類等に基づき人数を確認・手入力する運用が前提であることから、生年月日が取得・判定できない例外的な対象者については、従来通り申請者からの申立書等に基づく「画面上での手入力（手動修正）」でカバーする運用が望ましいと考える。 **世帯構成不整合時（税システムと住民記録システム）のチェック機能・警告仕様の検討** 国民年金制度上、所得税法に規定する扶養親族の概念を引用している。このため、必ずしも同一住所、同一世帯でない場合でも扶養親族となる場合が存在するため、個人住民税ー住民記録システム間の世帯構成相違によるアラート機能は不要となる。

2.標準仕様書改定に向けた討議
3. 標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法 2/2

機能要件に関する改定案について以下に記載します。

既存の機能

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
0260026	16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会できること	標準オプション機能	税制で管理する情報ではなく年金の運用上必要な情報である。**このため他システムから連携するのではなく市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録することとする。** 学生納付特例申請においては、被保険者分の扶養親族数を管理できるようにする。 免除・納付猶予申請においては、被保険者分・配偶者分・世帯主分それぞれの扶養親族数を管理できるようにする。

改定案（事務局案）

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
0260026	16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会できること	標準オプション機能	税制で管理する情報ではなく年金の運用上必要な情報である。 市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録する。 個人住民税システム及び住民記録システムとの連携により人数を登録する場合は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（国民年金システム）」中の「被扶養者_宛名番号」をもとに住民情報グループのデータ項目「氏名」及び「生年月日」を用いて被扶養者の年齢を割り出し、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出する。 学生納付特例申請においては、被保険者分の扶養親族数を管理できるようにする。 免除・納付猶予申請においては、被保険者分・配偶者分・世帯主分それぞれの扶養親族数を管理できるようにする。

3. 令和9年度以降の改定に向けた対応

第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会を踏まえた今後の検討方針（事務局案）

第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会では、各テーマに対する検討方針と構成員への確認事項を整理しました。
標準仕様書の改定に向け、今後の対応を確認します。

No.	検討テーマ	検討方針（再掲）	構成員への確認事項（再掲）	今後の対応（事務局案）
4 5	住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基法施行令第5条に定める年金情報の連携	• 市区町村の業務実態を踏まえ、住民記録システムから国民年金システムへの連携項目に係る関係省庁との調整を検討する	• （自治体）住記システムから連携を希望する項目を精査した上で、項目に過不足がないかご確認いただく	➢ 連携項目の精査を**令和9年度以降継続**して行う ※総務省及びデジタル庁へ連携項目の調整を依頼中
6-1	3号から1号への種別変更に関するシステム対応化	• 「種別変更の処理ができないといった支障は生じていないものの、WMの使用頻度が上がった」「履歴が確認できない」等の意見もあるため、3号記録の照会に係る機能について**オプションとしての追加を検討**する	• （ベンダー）3号記録の照会に係る機能をオプション機能として追加する場合に必要な期間や作業負荷および難易度等をご確認いただく	➢ 機能ID:0260012を**標準オプション機能とし、令和9年1月末の標準仕様書改定に反映**する
6-2	所得情報提供関連機能の実装区分見直し	• **当該機能群を「実装不可（削除）」とする方向で検討**する	• （ベンダー）機能削除に向けた改修作業期間を踏まえ、「実装不可機能」とするにあたっての適切な適合基準日についてご意見を伺う	➢ 当該機能群を実装不可とすることとし、機能削除に向けた適合基準日の検討を**令和9年度以降継続**して行う
6-3	管理項目「処理結果受理年月日」の取り扱い	• システム上の厳密な管理は求めないこととし、各オプション機能に据え置くか、並びの観点から管理項目を削除する、の**どちらがよいか検討**する	• （自治体・ベンダー）産前産後免除等の機能における管理項目「処理結果受理年月日」を据え置くべきか、削除すべきかご意見を伺う	➢ 当該機能群を**標準オプション機能として据え置く（仕様書見直し無し）**
6-4	免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討	• **本人確認の観点から氏名部分の印字は求めず、それ以外は印字出力できるよう検討**を進める • 実装時の負担が大きいというベンダーからの回答も考慮し、適合基準日は余裕を持って検討する	• （ベンダー）氏名以外の項目を印字できるように実装する場合に必要な期間や作業負荷および難易度等をご確認いただく	➢ 印字項目や印字位置等の具体的な要件を**令和9年度以降継続して検討**する

3.令和9年度以降の改定に向けた対応
検討状況：No.4, No.5 住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響

ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下に記載します。

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 国民年金事務に必要な資格情報や異動理由を、**住民記録システムから連携できるようにしてほしい**。 **■理由：** 資格確認や変更理由の調査、手入力が必要となり、**事務負担が増加しているため**。 **■該当する機能ID：** －	➢ 市区町村の業務実態を踏まえ、住民記録システムから国民年金システムへの連携項目に係る関係省庁との調整を検討する

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
• 住民記録システムの標準化により、従来連携されていた情報や職権消除の理由が確認できなくなり、資格喪失日の判断等に支障が生じている。**住民記録システムに存在する国民年金事務に必要な情報を連携項目に追加してほしい**。 • 住民記録システムと国民年金システムを同一端末・同一アプリケーション内で切り替えて確認できるため、**確認作業の負担は少なく、多大な手間や増員が必要との認識ではない**。 • 現在はテスト運用段階であるが、本稼働後は、**自治体間や関係課との問い合わせ負荷が増えると想定している**。	• 自治体へ実務上必要な連携項目を確認した上で、**関係省庁を含めて調整を進めることでよい**。 • 住民記録システムとの調整が発生すると考えられるが、**住民記録システム側にどこまで対応を求めるべきか、検討に苦慮している**。

3.令和9年度以降の改定に向けた対応
検討状況：No.6-1 3号から1号への種別変更に関するシステム対応化 1/2

ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下に記載します。

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 3号被保険者情報を確認できるよう、**標準オプション機能へ変更してほしい**。 **■理由：** 現行の標準仕様ではシステム上で確認できず、**可搬型窓口装置での確認やハードコピーの印字が必要となるため**。 **■該当する機能ID：** 0260012	➢「種別変更の処理ができないといった支障は生じていないものの、WMの使用頻度が上がった」「履歴が確認できない」等の意見もあるため、3号記録の照会に係る機能について**オプションとしての追加を検討**する

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
• 第3号被保険者を市の管理対象外としているため、資格取得・喪失処理で対応しており、**実務上の支障は生じていない**。 • 種別変更を直接入力できない場合は、資格取得等として入力し、**日本年金機構への進達時に種別変更へ変換している**。 • 一時的に機能が利用できない場合は、「取得」を選択して備考欄に「種別変更」と記載する運用で、**特段の支障は生じていない**。 • 新システムに種別変更機能がないため、**窓口・電話対応やデータ送受信上の問題が生じていないか確認したい**。	• 3号記録照会機能は、**希望する自治体が利用できる標準オプション機能として追加することでよい**。

3.令和9年度以降の改定に向けた対応
検討状況：No.6-1 3号から1号への種別変更に関するシステム対応化 2/2

機能要件に関する改定案について以下に記載します。

既存の機能

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
0260012	第2号被保険者及び第3号被保険者の資格照会ができること	実装不可機能		

改定案（事務局案）

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
~~0260012~~ →新規採番	第2号被保険者の資格照会ができること	実装不可機能		【第1.6版】 機能ID：0260012から変更 （変更） 第2号被保険者及び第3号被保険者の資格照会ができること ➡ 第2号被保険者の資格照会ができること

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
新規採番	第3号被保険者の資格照会ができること	標準オプション機能		【第1.6版】 （新規追加）

3.令和9年度以降の改定に向けた対応
検討状況：No.6-2 所得情報提供関連機能の実装区分見直し

ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下に記載します。

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 不要となった所得情報提供関連機能を、**実装不可（削除）へ変更してほしい**。 **■理由：** 日本年金機構が所得情報を直接取得する運用となり、**電子媒体による情報連携が不要となったため**。 **■該当する機能ID：** 0260330、0260337、0260338、0260340、 0260343、0260350、0260351、0260354	➢ **当該機能群を「実装不可（削除）」とする方向で検討**する

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
• 一部市区町村では、日本年金機構において所得情報を取得できなかった対象者について、毎年9月から10月頃に紙ベースの所得照会が届いており、**昨年度実績では約1,300件に上ることから、手作業による回答作成の事務負担が非常に大きい**。 • 既存機能を残すことを強く希望するものではないが、**所得照会の依頼及び回答をデータ連携できるツール等を別途検討してほしい**。	• 当該機能群を「実装不可（削除）」とする方向性について**問題はない**。 • 一部ベンダーでは、作業量として**対象機能全体で工数1か月程度を要する見込み**。ただし、**具体的な実施時期は別途検討が必要**。

3.令和9年度以降の改定に向けた対応
検討状況：No.6-3 管理項目「処理結果受理年月日」の取り扱い

ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下に記載します。

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 管理項目「処理結果受理年月日」の**取扱いを見直してほしい**。 **■理由：** 当該項目はシステム上で活用されておらず、**紙・Excel等による管理や未管理となっているため**。 **■該当する機能ID：** 0260246	➢ システム上の厳密な管理は求めないこととし、各オプション機能に据え置くか、並びの観点から管理項目を削除する、の**どちらがよいか検討**する

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
• 特になし	• 管理項目を削除するより、**オプション機能として据え置く方がよい**。 • 管理項目を削除する場合は、**期間と工数を要するため配慮してほしい**。 • 日本年金機構からの受領日を入力する運用について、自治体からの問い合わせ等は受けていない。

3.令和9年度以降の改定に向けた対応
検討状況：No.6-4 免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討

ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下に記載します。

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 免除申請書等の左上欄について、**氏名以外をシステム印字できるようにしてほしい**。 **■理由：** 住所・郵便番号等の手書きが、**申請者や窓口担当者の負担となっているため**。 **■該当する機能ID：** －	➢ **本人確認の観点から氏名部分の印字は求めず、それ以外は印字出力できるよう検討**を進める ➢ 実装時の負担が大きいというベンダーからの回答も考慮し、適合基準日は余裕を持って検討する

第1回ワーキングチームでのご意見	第1回ベンダー分科会でのご意見
• 本人の署名・記入を求めてきた経緯から氏名の自動印字は不要だが、**住所・郵便番号等は住民票情報を基に自動印字**できる仕様が望ましい。 • 特に外国籍住民について、狭い記入欄へローマ字で住所等を記入する負担が大きく、**自動印字により受付時間の短縮と円滑な対応が期待できる**。 • 現行の手書き運用で印字の必要性を感じていない自治体もあるが、印字機能を設けることには反対しない。	• **氏名以外を自動印字できるようにすることでよい**。 • 印字エリアの狭さ、フォントサイズ、文字数等を考慮し、**具体的な印字仕様に配慮してほしい**。 • 印字エリアや管理項目の有無により開発負担が大きく変わるため、**十分な余裕を持ったスケジュールとしてほしい**。

EOF